

危機的状況に陥る国保会計 ～ 国保会計の財政状況 ～

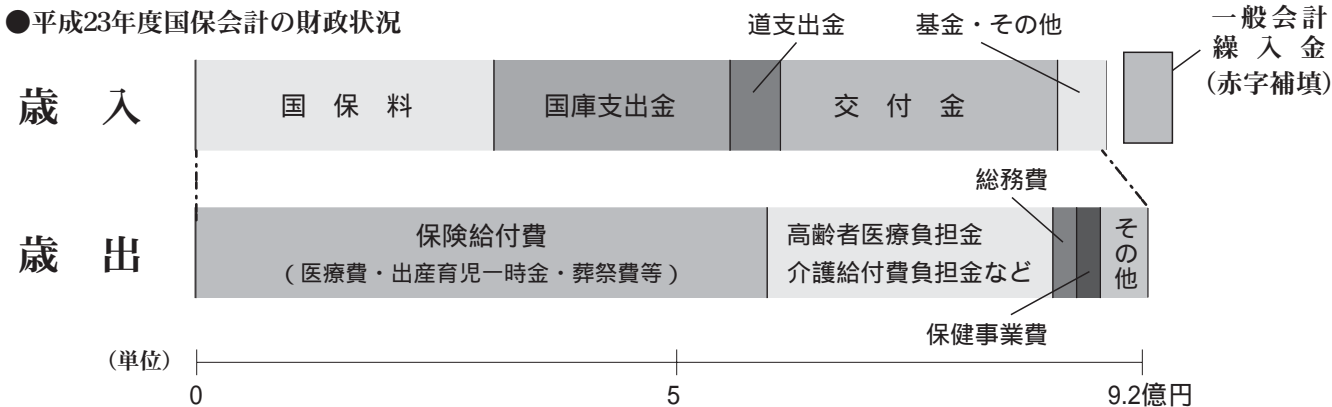
◆平成23年度の国保会計は『実質赤字』に・・・

小清水町では、町民全体の約45%の方々が国保に加入しています。

国保会計の運営は、「医療費の増加」に対して「国からの交付金の減額」などの影響を受け、収支は大変厳しい状況にあり、一般会計から1,300万円の繰り入れ（赤字補填）を行い運営している状況にあります。

国保会計では、国や道からの交付金などの特定財源のほかは、加入者の皆さんに納めていただく保険料での運営が基本ですが、「一般会計からの繰り入れ」を行ったということは、「社会保険など他の健康保険の加入者の方々にも負担をお願いした」こととなりますので、国保会計収支の改善が急務な状況になっています。

●平成23年度国保会計の財政状況



平成24年度の保険料は、急激な上昇を抑制するため、保険料に求める額を前年度と同程度にて算定していますが、医療費は増加の傾向にあり、平成25年度以降は更なる収支不足が見込まれるため、保険料率の引き上げもやむを得ない状況になっています。

町では、国保会計の収支の改善に向けて保険料の引き上げのみに頼ることがないよう、以下の取り組みを強化してまいりますので、国保加入者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

◆財政健全化へ向けての『取り組み』

①『生活習慣病健診（特定健診）』『各種がん検診』等の受診勧奨

特定健診の目的は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）等の「病気の芽の早期発見」です。増え続ける医療費を抑制し健康寿命を延ばすためにも、特定健診や各種がん検診の受診勧奨を引き続き実施し、病気の早期発見・早期治療を図ります。

②『ジェネリック（後発）医薬品』の普及促進

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許権が切れた後に販売する医薬品のことです。効き目や安全性は新薬と同等、でありながら、開発費を低く抑えることができるため安価で経済的です。今後も、パンフレットやジェネリック希望カードの配布等により普及を促進し、薬剤費の抑制も含めた健康増進対策と医療費適正化による国保財政の改善を図ります。

③ 保険料の『徴収強化』

保険料による国保運営の原則及び加入世帯による保険料納付の公平性からも、保険料の未納は許されません。このため、納め忘れのない口座振替による納付の促進や、未納世帯に対する「短期証の発行」、「延滞金の徴収」により、更なる徴収強化を図ります。

皆さんの生活習慣病の予防と健康増進に役立てるため「ミニドック検診」を実施します。

とき：11月28日（水）～30日（金）

検診等の詳細は、自治回覧や新聞折込にてお知らせします。受診されていない方は、是非、この機会に受診いただき、健康維持に役立ててください。ご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

「医療費」に関すること 保健福祉課医療保険係 ☎（62）4473
 「検診」に関すること 保健福祉課健康推進係 ☎（62）4480
 「保険料」に関すること 町民生活課税務係 ☎（62）4479

小清水町の財政は健全なの？

平成23年度決算に基づく「健全化判断比率」を算定しました。

平成23年度決算で見る 小清水町の財政の健全度

健全化判断比率	小清水町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－（赤字なし）	15.00 %	20.00 %
連結実質赤字比率	－（赤字なし）	20.00 %	40.00 %
実質公債費比率	11.1 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	0.5 %	350.0 %	

実質赤字比率
 福祉、教育、まちづくりなどを行う町の一般会計の赤字額を指標化し、財政運営の深刻度を示します。

連結実質赤字比率
 町のすべての会計の赤字や黒字を合算し、町全体としての資金の不足の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示します。

実質公債費比率
 町の借入金の返済額などの大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示します。借入金の返済などは削減できない経費です。この比率が高まるほど、赤字団体に転落する可能性が高くなります。

早期健全化基準を下回り、安全です。

将来負担比率
 一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担など、現時点での残高の程度を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示します。

早期健全化基準を大きく下回り、将来財政を圧迫する可能性は低いと判断できます。

国が示す早期健全化基準を全て下回り、町の財政状況は「健全」と判断できます。ただし、小清水町の財政が厳しい状況であることには変わりなく、これからも財政改革を徹底し、財政の健全化維持に努めます。

小清水町の財政は「健全」なのでしょうか？

地方公共団体の破たんを防ぎ、早期に健全化を促すことを目的として「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、地方公共団体は毎年度の決算に基づき、財政の健全性を表す4つの比率「健全化判断比率」を算定することとされています。

自然環境の保全に大きく貢献 川端 英一 氏 社会貢献賞を授与

自然環境の保全に尽くされてきた川端英一氏（1区桜ヶ丘）が、9月18日（火）、平成24年度北海道社会貢献賞（自然保護功労者）を授与され、オホーツク総合振興局有局長より伝達されました。

同氏は、平成2年4月に北海道の自然保護監視員に任命されて以来、23年間の永きに亘り、国定公園である小清水原生花園や瀧沸湖及び環境緑地地区に指定されているオホーツクの村を担当地区として、観光客や地域住民、子どもたちに野生鳥獣についてのガイドをするなど、自然保護意識の高揚に努められたことから同賞が贈られました。

これからも、自然環境保全のために、ご尽力いただけますようお願いいたします。このたびの授与、誠にありがとうございます。



△表彰された川端英一さん